

【注の見直し】

- (1) 週3日目まで 4,300円
- (2) 週4日目以降 5,300円

ロ 准看護師による場合

- (1) 週3日目まで 3,800円
- (2) 週4日目以降 4,800円

ハ (略)

3 (略)

注6 1及び2(いずれもハを除く。)については、指定訪問看護を受けようとする者の主治医(介護老人保健施設の医師を除く。)から当該者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護の必要がある旨の訪問看護指示書(以下「特別訪問看護指示書」という。)の交付を受け、当該特別訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、注1及び注3の規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

- (1) 同一日に2人
 - ① 週3日目まで 5,550円
 - ② 週4日目以降 6,550円

(2) 同一日に3人以上

- ① 週3日目まで 2,780円
- ② 週4日目以降 3,280円

ロ 准看護師による場合

(1) 同一日に2人

- ① 週3日目まで 5,050円
- ② 週4日目以降 6,050円

(2) 同一日に3人以上

- ① 週3日目まで 2,530円
- ② 週4日目以降 3,030円

ハ (略)

3 (略)

注6 1及び2(いずれもハを除く。)については、指定訪問看護を受けようとする者の主治医(介護老人保健施設の医師を除く。)から当該者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護の必要がある旨の訪問看護指示書(以下「特別訪問看護指示書」という。)の交付を受け、当該特別訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、注1及び注3の規定にかかわらず、1月に1回(別に厚生労働大臣が定める者については、月2回)に限り、当該指示があった日から

起算して14日を限度として算定する。

01-2 精神科訪問看護基本療養費
(1日につき)

【項目の見直し】

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)
 - イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合
 - (1) 週3日目まで 30分以上の場合
4,300円
 - (2) 週3日目まで 30分未満の場合
3,300円
 - (3) 週4日目以降 30分以上の場合
5,300円
 - (4) 週4日目以降 30分未満の場合
4,060円
 - ロ 准看護師による場合

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)
 - イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合
 - (1) 同一日に2人
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
5,550円
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
4,250円
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
6,550円
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
5,100円
 - (2) 同一日に3人以上
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
2,780円
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
2,130円
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
3,280円
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
2,550円
 - ロ 准看護師による場合

- (1) 週3日目まで 30分以上の場合
3,800円
- (2) 週3日目まで 30分未満の場合
2,910円
- (3) 週4日目以降 30分以上の場合
4,800円
- (4) 週4日目以降 30分未満の場合
3,670円

4 (略)

- (1) 同一日に2人
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
5,050円
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
3,870円
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
6,050円
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
4,720円

- (2) 同一日に3人以上
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
2,530円
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
1,940円
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
3,030円
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
2,360円

4 (略)

【注の追加】

(追加)



注12 1及び3については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師及び作業療法士が、診療報酬の算定方法別表第一に規定する精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、精神科複数回訪問加算として、

02 訪問看護管理療養費

【項目の見直し】

1 月の初日の訪問の場合	7,300円
2 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	2,950円

それぞれ4,500円又は8,000円を所定額に加算する。

1 月の初日の訪問の場合	
イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,400円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,400円
ハ イ又はロ以外の場合	7,400円
2 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	2,980円

【注の見直し】

注1 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を当該利用者の主治医（保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設の医師に限る。以下同じ。）に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。

注1 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーション（イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションに限る。）であって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医（保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設の医師に限る。以下同じ。）に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護

【注の追加】

(追加)

護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。

注10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、当該利用者（診療報酬の算定方法別表第一に規定する精神科重症患者早期集中支援管理料を現に算定する利用者に限る。）に対して、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関と連携して、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合には、精神科重症患者早期集中支援管理連携加算として、月1回に限り、6月を限度として6,400円を所定額に加算する。

03 訪問看護情報提供療養費

【注の見直し】

注 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費を算定している場合は、算定しない。

注 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費を算定している場合は、算定しない。

05 訪問看護ターミナルケア療養費

【注の見直し】

注1 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は所定額を算定する。

注1 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は所定額を算定する。